ぷくぷくの会の理念と ぷくぷく福祉会職員の基本姿勢・行動規範

ぷくぷくの会は、1988年、4人の障がい者と3人の健常者が集まった「すいたきょうどうさぎょうしょ しゅっぱつてん はこまく 共働作業所」を出発点として発足しました。障がいをもつ人もそうでない人もみんながとも はたら とも はたら ことも いいく社会を実現しよう」と、作業所の活動、生活の場作り、 へる ぱー かくじゅうしゅうろうしえん つっぱっと かっとう じぎょう と へ へ ルパーの拡充、就労支援など、さまざまな活動・事業に取り組んできました。

現在の活動は、障害者総合支援法に基づいて運営費が得られるような事業が中心になっていますが、利用者と職員という関係の前に、「同じ人間として共に歩んでいきたい」という立ち位置を保ちたいということから、法人格のない「ぷくぷくの会」を残しています。当事者主体の活動や、まだ制度が整っていない分野、はざまの問題などにも自主的に取り組んでいける組織でありたいと考えています。

自主的に取り組んでいける組織でありたいと考えています。
また、「ぷくぷくの会」発足当初からの理念に賛同し応援していただいている全国の人たちに通信を送り続けています。利用者・家族を中心とした「ぷくぷく後援会」も支援の輸を広げながら地域での取り組みを進めていこうとしています。このような経緯から「ぷくぷくの会の理念」と「ぷくぷく福祉会職員の基本姿勢・行動規範」というタイトルをつけています。

2016年 5月作成 2016年 9月修正配布 2017年10月修正配布

しょう しゃ とも い はたら ば がい 者がみんなと共に生き 働 く場 ぷくぷくの会 しゃかいふくしほうじん ふくしかい 社会福祉法人 ぷくぷく福祉会 しぇんけんとういいんかい よりよい支援検討委員会

はんりょうご ぎゃくたいぼうしいいんかい 権利擁護・虐待防止委員会

きょうりょく いっぱんざいだんほうじんふぃーるどさぽーとえん 協力:一般財団法人フィールド・サポートem.

もく じ 目次	ページ
<はじめに>	3
しょうがいしゃけんりじょうやく こくないほうせいび なが ねんぴょう 障 害 者権利条 約と国内法整備の流れ(年 表)	
1 ぷくぷくの会の基本理念	
	8
りょうしゃしぇん しせい たいど <② 利用者支援の姿勢や態度>	
りょうしゃ かんけい <③ 利用者との関係>	9
<④ 特に配慮すること>	
<⑤ 暴 力・威圧の禁止>	
く⑥ 守秘義務の厳守、プライバシー保護>	
	12
_{じょうほう きょうゆう} <① 情報の共有>	
th th to to the state of the	12
かんりてきたちば しょくいん <③ 管理的立場の職 員>	
6 運用	
ahci) しょうがいしゃぎゃくたいぼう しほう 参考 ●障害者虐待防止法	
こうい ぎゃくたい くこんな行為が虐 待です>	
くおわりに>	15

くはじめに>

障がい者・児(以下「障がい者」という)は長い間、偏見にさらされ、社会から差別的なたいです。 まま けんり むし しまし はまし は まま まか しまべつ げんじつ かずおお 待遇を受け、多くの権利が無視されてきました。いまなお世の中には差別の現実が数多くあります。

そうした状 況を変えていこうと発足したぷくぷくの会、また、ぷくぷく福祉会の経緯は ひょうし か とお まっしんか な あ と きょうん か ました 通りですが、法人化の良し悪しを問う議論もありました。ぷくぷく福祉会の 行う ほうていじぎょう けいえい あんてい そくめん いっぽう しょう よっ はん なくししせっ ふくしせいど 法定事業は経営の安定という側面がある一方で、障がい者は主に「福祉施設や福祉制度の ないしょう りょうしゃ カーカック リュラしゃ カーカック 大いしょう りょうしゃ カーカック 大いりょうしゃ しえん かいかく くべっ 対 象 = 利用者」、スタッフは「利用者を支援する職員」と立場が明確に区別されるという きるん 議論です。

設立から20年余を経た今、障がい者支援を職業として選び、サービス提供という
しことになったもば
仕事を担う立場で、ぷくぷく福祉会に入職した職員も年々増えてきています。障がいのある人もない人もともに生き働くことを大事にしてきたつもりですが、利用者対職員という
対等ではない関係のなかで、不適切な対応事例も起こっています。さらに、悲しい現実として
障がい者の人権を侵害する事例が、少なからず起きていることが、今回起きてしまった
ぎゃくたいじゅん
虐待事案をきっかけにした組織内の聴き取りによって明らかになってきました。

しょうがいしゃけんりじょうやく こくないほうせいび なが 障害者権利条約と国内法整備の流れ ねん がつ こくれんそうかい しょうがいしゃ けんり かん じょうやく さいたく 6年12月 国連総会で「障害者の権利に関する条約」採択 2006年12月 2007年 9月 にほん しょうがいしゃけんりじょうやく しょめい ねん がつ こく ひじゅん はっこう 日本が障害者権利条約に署名(2008年5月、20か国の批准で発効) こくないほうせいび ないかくふ しょう しゃせいどかいかくすいしんほんぶ せっち 国内法整備のため、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」設置 ねん がつ 2009年12月 2011年 6月 しょうがいしゃぎゃくたいぼう しほう せいりつ ねん がつしこう 障害者虐待防止法 成立(2012年10月施行) しょうがいしゃきほんほう かいせい 障害者基本法 改正 2011年 8月 ねん がつ しょうがいしゃそうごうし えんほう せいりつ しょうがいしゃじり つし えんほう 2012年 6月 障害 者総合支援法 成立(障害 者自立支援法を改正) しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいりつ ねん がっしこう 障害者差別解消法 成立(2016年4月施行) ねん がつ 2013年 6月 ねん がつ にほん しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん ばんめ ていやくこ 日本が障害者権利条約を批准 140番目の締約国 2014年 1月

1 ぷくぷくの会の基本理念

ぷくぷくの会は、障がい者に対するあらゆる差別と偏見をなくし、障がい者の自立と かんぜん さんか びょうどう じつげん 完全参加と平 等を実現することをめざし、一人ひとりが「人間として」地域社会で生き はたら しょう がい者と健全者(注:ぷくぷくの会規約での表 現を尊 重して書いています)が互いの力をあわせて活動することを目的とします。

この会は、障がい者が必要とする地域福祉サービスを提供するために、また、地域のなか はたら ば せいかつ ば つく 中に働く場と生活の場を創りだしていくために、社会福祉事業や公益事業などを含め、 せいどりょう ます ものもん はまり ます 制度利用しながらよりよい実践を進めます。

障がい当事者が地域社会で生きていく力を身につけ、一般の社会サービスを利用できるように支援する活動によって、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加しそれぞれの力を発揮する機会を保障されるまちづくりを進めます。具体的には、以下の1)から5)の通りです。

- 1) 障 がい者が人間として地域社会であたりまえに生き 働くための支援を提供する
 じぎょう おこな ひとり ひつよう おう しえん とも かんが じつげん む こうどう 事業を 行います。一人ひとりの必要に応じた支援を共に 考え、実現に向けて行動します。
- 2) 障 がい者が、社会的・経済的に自立できるよう、新たな活動拠点など社会資源の きょうせいせいど じゅうじつ きばんせいび はたら すす 創 出や、行 政制度の充 実など基盤整備の 働きかけを進めます。
- 3) 障がい者が自己主張、自己決定していけるように、また、人権侵害を許さない視点かしよう しゅべつ こ あどぼかし ー けんりょうご うんどう すすら、 障がい種別を越えたアドボカシー(権利擁護)運動を進めます。
- 4) 障 がい者の人権、生活、労働、教 育、まちづくり、バリアフリーの問題を考え、関係 たんたい た しゃかいしげん れんけい しゃかいけいはつ ぎょうせいこうしょう きょうどうこうどう すす 団体、他の社会資源との連携をはかり、社会啓発や行 政交 渉、共 同行動を進めます。
- た じょうき かんれん けんしゅう けんきゅう そうごこうりゅう かつどう おこな 5)その他、上記に関連した研 修、研 究、相互交 流などの活動を 行います。

2 ぷくぷくの会が大事にしていること

- あらゆる差別をゆるさない。
- ・ 障がい者を隔離し管理する施設やしくみには反対する。
- しょう しゃ けんり かつどう 障 がい者の権利をまもる活動をする。
- ・ 障がいのある人もない人も、共に生き、共に働き、共に学ぶ地域づくり。ひと りはみんなのために。みんなはひとりのために。
- ぱーそんせんたーとぱーそんせんたーと しょう とうじしゃちゅうしん こべつ しえん かんが パーソンセンタード(person-centred)。障がい当事者中 心に個別の支援を考える。
- ・ その人らしい暮らし方で、豊かな自立のあり方を、いっしょに 考 えていく。
- 障がいは個性の一部。ちがうことこそおもしろい。みんなちがって、みんないい。
- ばりぁふりー すいしん はーどめん そふとめん いしきめん バリアフリーの推進。ハード面、ソフト面、意識面ともに。
- しゃかい もと しゃかい つうょう しごと かつどう しゃかい かた と 社会に求められ社会に通用する仕事や活動をし、社会のあり方を問うていく。
- たょう ぶんか そんちょう ひと たいせっ **多様な文化を尊 重し、人とのつながりを大切にする**。
- * 食の安全にこだわる。安全・安心な自然の食べ物を大切にする。
- ・ からだや自然に有害な合成洗剤は使わず、安全な石けんを使う。
- しげん たいせつ ちきゅう かんきょう たいせつ **資源を大切にし、地球の環 境を大切にまもる**。
- ・ 戦争は最大の差別。いのち・くらし・平和を大切にする。

3 職員の基本姿勢

- ・ 障がいの理解、支援の関係や技術、人権の問題などをすすんで学ぶ。
- ・ 地域で生活している利用者本人が主体であり、職 員は利用者のことをよくきいて、その ひと せいかつぜんたい ほんにん しゅたい できない部分を手助けしながら、本人ができることを増や していけるように進めていく。
- ・ 職 員は1人ではなく、家族や関係者も含めてチームとして取り組み、自分たちだけの 関じた関係の中で終わらせず、支援の輪がつながるように進めていく。
- * た 入 観にとらわれず不合理に気づき、差別、虐待、権利侵害、不平等、いじめ をなくしていく姿勢をもつ。
- じぶん つっぱ しょん えいきょう りかい めたにんち ちから たか じぶん 自分の強みや弱みが、支援に影 響することを理解し、メタ認知の 力 を高め、自分をきゃっかんてき み いしき こうどう 客 観 的に見るように意識し、行動していく。
- がいせつ めたにんち ちから じぶん ちしき じょうほう じゅうぶん かんじょう たにん いけん なが 【解説】メタ認知の カ =自分の知識や情 報が充 分であるか、感 情や他人の意見に流されていないか、それらが支援に映し出されているのではないかなど、自分自身を適切にも に た ー モニターすること。
- じこてんけん そうごてんけん まちが き すなお あやま みずか なお 自己点検、相互点検につとめ、間違いに気づいたら、素直に 謝り、自ら直していく。 カー む カー く だいじ こうでんじん
- ち む ゎ く だいじ こみゅにゖーしょん ちから たか けいかく じっこう ちから みが・ チームワークを大事にし、コミュニケーションの 力 を高め、計画や実行の 力 を研いていく。
- * 法令順 守はもちろんのこと、自分たちにとって大切な 考 えや守るべき基準を 定め、 議論しながら、よりよいものにしていく。
- 【解説】法令順 守、コンプライアンス=法律や社会的なルールを守ること。一般企業やこうえきてき だんたい 公益的な団体などは、より厳密に法律を守るべきだという社会からの要請が強まっている。「見つからなければ少しぐらいかまわないだろう」という 考えは許されない。 まゃくたい きべっ こうい ほうりっじょう ばっそく めいき 虐 待や差別といった行為そのものには、法律上の罰則が明記されていないが、そうした行為について、また、個人情 報保護についても、法人全体、また職員 ひとりひとり げんどう 一人一人の言動も、しっかりした対応を求められている。

4 職員の行動規範 (すべきこと、すべきでないこと)

行動規範には似ている文章も書かれていますが、「よりよい支援検討委員会」で意見を だし合う中で、各自の経験や気づきから出てきた項目です。現場の思いやニュアンスの違い を尊重するため、あえてきれいにまとめすぎないように、最低限の整理にとどめて、掲載しています。文章の意味を、現場に引き付けて、考えていただきたいと思います。

<① 人間としての尊 重>

- じんけん まも **人権を守る**。
- ・ 「差別、虐 待、権利侵害、不平等、いじめをなくしていく姿勢」を行動に移すため、まず、 った。 気がついたら見て見ぬふりはしないことから始める。
- せい かん きべっ へんけん たが にんげん そんちょう 性に関する差別や偏見をなくし、お互いに人間として尊 重しあう。
- きべつ ぎゃくたい
 きんし ぎゃくたい
 かんまつ さんしょう

 ・ 差別・虐 待の禁止(虐 待については、巻末を参 照)
- しょう じょうきょう のうりょく こうどう せいかく せいべつ ねんれい しそう しんじょう しゅうきょう た 障 がいの状 況、能 力、行動、性格、性別、年齢、思想、信 条、宗 教その他のい りゅう きべっ かなる理由でも差別をしてはならない。
- **・ 人を見下したり、 (体験したり、 人格を傷つける言動をしない (差別的な言い方や 言葉を使用しないことを含む)。
- * 無視や否定的態度をとらない。
- 利用者や家族等、または職 員間から「えこひいき」に見えることをしない。
- ・ それぞれの人の生活歴や生活習 慣を尊 重し、自分の価値観を押しつけず、人や ものこと たい よだん へんけん 物事に対して、予断や偏見でみることによって、不利益につなげない。

りょうしゃしぇん しせい たいど一一一たいどからからたいどからたいどたいとたいとたいとたいとたいとたいとたいと<

- で がい者自身の思いを中 心として、支援を 行う。
- * その人らしい豊かな生き方のための個別支援を基本とする。
- ・ 障がい特性を正しく理解する。そのために研鑚を重ね、日々努力をし続ける。
- りょうしゃほんにん してきせつ かんけい きず りょうしゃ まし 利用者本人のことをよく知るために、適切な関係を築き、利用者から教えてもらう。
- りょうしゃひとりひとり きくば じょうきょうはあく 利用者一人一人への気配りと状 況把握につとめる。
- っね みずか いしき たいど げんどう しぇん りきりょう と つづ けんきょ しせい 常に 自らの意識や態度・言動、支援の力 量を問い続け、謙虚な姿勢をとる。

- しゃかいさんか かつどう しぇん いろいろな社会参加、活動を支援していく。
- りょうしゃ はなし うった き せいじつ たいおう しぇん 利用者の話 や訴 えをよく聞き、誠実な対応・支援につとめる。
- * 利用者本人ができることを支援者が取ってはいけない。
- ・ 職 員がすべきことを利用者に代行させてはいけない。
- ・ 相手のおかれている状 況に思いを致し、相手の気持ちを尊 重した人間味のある 支援を行う。
- りょうしゃ だれ たい ていねい ひっょう たいおう 利用者の誰に対しても、丁寧に必要な対応をしていく。
- ・ 利用者への対応は、職 員の都合を優先させず、待たせないよう 心 がける。
- ・ 障がい者自身への情報伝達は、それぞれの障がい特性などに配慮して、その人が理解できるように工夫して提供していく。
- # 本人は意思表示や表 現をうまくできないことがあるので、前後の状 況や様子なども かくにん こうりょ りょうしゃ たちば きも た かんが 確認し考慮して、利用者の立場、気持ちに立って 考 える。
- ・ 日 常のなかの出来事や変化に気づき、必要に応じ職 員間だけでなく利用者や家族と も共 有していく。
- ・ 利用者のいる場所(見える、聞こえる 所)で、特定の人についての 話(個人情報、 しょう はくせい しぇんないよう 障がい特性や支援内容など)を安易にしない。
- ・ 利用者の前で、職 員だけで私語や私用の会話をしてはならない。勤務時間外であって も 慎 むよう 心 がける。
- りょうしゃ ぷらいばしー さいだいげん そんちょう りょうしゃ あんぜん ぷらいばしー はいりょ 利用者のプライバシーは最大限に尊 重し、利用者にとって安全でプライバシーに配慮さ くふう たも くふう れた場面や空間を保てるように工夫する。

(3) 利用者との関係>

- ・ 職 員は、利用者および家族と私的な関係になってはならない。
- ・ 利用者及びその家族等に、わいせつ行為を行うことや、性的接触を伴う関係性をもつことをしてはならない。
- ・ 職 員自身の宗 教的・政治的、その他個人的理由のために、利用者や家族、関係 きかん かんけい りょう 機関との関係を利用してはならない。
- ・ 利用者およびその家族等から、金銭、物品等の贈与や飲 食の接待などを受けてはならない。また、私的に金品の貸し借りを 行ってはならない。

<④ 特に配慮すること>

- ・ 原則として同性介助とし、異性による介助は 行 わない。仮に異性介助でも支障がないよ ないよう しょくじかいじょ そうだん うな内容(食事介助や相談など)でも、密室など人目のないところでは 行 わない。
- ・ 人に触れられたくないこともある心身の介護やケアは、本人の身になって、真摯な態度で * 大い、はいせつ にゅうよくとう かいじょ じゅうぶん はいりょ おこな 行い、特に排泄・入 浴等の介助は、充 分な配慮をして 行う。
- * 相手が望まないこと、嫌がることを強 要しない。
- * 作業等についてノルマや過大な目 標を課さない。
- しんたいこうそく こうどうせいげん 身体拘束、行動制限をしない。

【解説】*問題とされる行動の原因を探り除去する。*日常の基本的な支援を見直し徹底する。*よりよい支援の実現に向けて検討をし続ける。という3原則で取り組む。
しんたいこうそく こうどうせいげん かっつ ようけん せっぱくせい ひだいたいせい いちじせい かき 身体拘束や行動制限は、3つの要件(切迫性、非代替性、一時性)がすべて重なると客観的に確認され、手続きやルールを決めて(手続きやルールを決めるに当たっても、「そうせざるを得ない痛み」を自覚した上で行い、常に問い直す)利用者や かぞく まつめい りょうかい えっき えん はんだん なお まっかんでも かくにん から また でも、「そうせざるを得ない痛み」を自覚した上で行い、常に問い直す)利用者や かぞく まつめい りょうかい えき うえ がり おこな ばあい かなら けんしょう 家族にも説明して 解を得た上で、やむを得ない場合ということであり、「緊急だから」と個人の判断ですることはできない。仮に行った場合は必ず検証をする。

- つね りょうしゃ けんこういじ き くば しつ ょ しょくじ ていきょう 常に利用者の健康維持に気を配り、質の良い食事を提 供する。
- ・ 医療機関と連携を深め、かかり方などの支援をし、服薬については、市販薬等を服用させたり、あるいは医師の処方薬をやめさせたり、ということを勝手に個人的な判断でしてはいけない。

<⑤ 暴 力・威圧の禁止>

- * 暴力、体罰をふるってはいけない。
- * 長時間立たす、正座させるなど、肉体的苦痛を与えることをしてはいけない。
- ・ 食事を抜く、トイレに行かせないなど、(罰を与える行為そのものがしてはならないことはいうまでもないが)基本的欲 求に関わる罰、ペナルティーを与えてはならない。罰の発想は決して本人の成 長にはつながらない。
- ・ 心理的、精神的苦痛を与える言動をしてはならない。特に、威圧感を与える態度・行動を ・ 心理的、精神的苦痛を与える言動をしてはならない。特に、威圧感を与える態度・行動を とってはならない。(大声、たたみかけ、恐怖感を与える怒声、命令口調、威圧感を与える ひょうじょう こうあつてき うでく たいどとう 表 情、高圧的な腕組みなどの態度等)

<⑥ 守秘義務の厳守、プライバシー保護>

- ・ 利用者等の情報を、支援のためといえども、あらかじめ利用者等の承諾を得ていなければ、他に提供してはならない。
- ・ 個人情 報等の保護・管理は徹底し、パソコン・携帯電話・スマートフォン等から流 出させてはならない。利用者等の個人情 報を職 員個人のパソコン・携帯電話・オマートフォン等から流 出させてはならない。利用者等の個人情 報を職 員個人のパソコン・携帯電話・サまーとぶまんとう きにゅう そうじゅしん スマートフォン等で記入や送受信してはいけない。業務上の連絡の際もパスワードをかけるなど、外部から特定されることのないよう、その取り扱いには細心の注意を払うこと。
- * 無断で私有物を調べたり、開封してはならない。
- りょうしゃ かぞくとう ひつよういじょう じょうほうしゅう ・ 利用者やその家族等について、必要以上の情報収集をしてはならない。

5 職員**の行動基準**

<① 情報の共有>

- かくしゅ ひつよう じょうほう りょうしゃ かぞく じょうほう しょくいん じょうきょう ほうれいせいどとう つね 各種の必要な情 報(利用者および家族の情 報、職 員の状 況、法令制度等)を常に しゅうしゅう かくにん 収 集し、わからないことは確認をとるようにする。
- ひ つ じょうほう しぇん かか ひととうかんけいしゃ しゅうち たいむりー こま 引き継ぎすべき情 報は支援に関わる人等関係者へ周知するよう、タイムリーにきめ細か れんらく しゅんらくおく れんらく く連絡する。連絡遅れや連絡もれのないようにする。
- * 相談をていねいにしながら業務を進める。
- * 記録を残し、定期的に整理しまとめていく。

く② 専門知識や技術の習 得>

- どうぎょうしゅ ただんたい たぎょうかい こうりゅう きかい ちしき ぎじゅつ じっせんとう さんこう 同 業種の他団体や他業 界と交 流の機会をもち、知識や技術、実践等を参考にまな 学んでいく。
- * 積極的に研修等に参加し、スキルアップにつとめる。
- ・ 自分が習 得したものは、他の職 員等にも伝達し、よりよい支援につなげるよう心 がける。

<3 管理的立場の職 員>

・ 特に管理的立場の職 員は、他の職 員の仕事を把握し、必要に応じてヘルプし、指導 育成につとめる。管理者は 自らもキャリアアップをはかり、職 員の模範となるようにつとめる。

6 運用

この「職 員の基本姿勢・行動規範」は、管理者およびサービス管理責任者等で構成す しえんけんとういいんかい さくせい る「よりよい支援検討委員会」で作成した。

こんご ていきてき ひつよう おう ないよう みなお 今後も定期的に必要に応じて内容の見直しをしていく。

「ぷくぷく福祉会職員の基本姿勢・行動規範」について

2015年8月よりスタートした「よりよい支援検討委員会」の中で、各現場から管理者やサビ かん たちば もの あっ で かん いけん だ あ ぎろん かさ 管の立場の者が集まっていろいろな意見を出し合って議論を重ね、まとめたものです。 現場から「わかりにくい」と出た部分は修 正しました。

これをもとに、全職 員間で読み込んでいただき、現場での支援や対応について具体的な
「また」
「

追記、メモ			

きんこう しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう とうかい しょうがい がい まいなすいめーじ そうき 参考 ●障害者虐待防止法(当会では、障害の害はマイナスイメージを想起させることか しょう がい」と表記していますが、法律名はそのまま「障害」と記載しています)より しょうがいしゃぎゃくたい ようごしゃ み まわ せ わ 「障害者虐待」とは、①養護者(身の周りの世話などをする家族や親族、同居人等)によるしょうがいしゃぎゃくたい しょうがいきょくししせつじゅうじしゃとう しょうがいしゃぎゃくたい しょうがいときょくたい しょうがいときょくたい しょうがいときくたい しょうけいときくに しょうがいときくたい しょうしゃ こょうぬしなど 障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者(雇用主等)によるしょうがいしゃぎゃくたい だかく と できる とょうがいしゃぎゃくたい じゅく と できる ともうがいときゃくたい だかく と しゃほんにん じかく と できるという。 《虐待をしている側、障がい者本人の自覚は問いません》

しょうがいしゃぎゃくたい るいけい しんたいてきぎゃくたい せいてきぎゃくたい しんりてきぎゃくたい ねぐれくと 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤ けいざいてきぎゃくたい いつっ 経済的虐待の5つ。

こうい ***<たい おお はんざいこうい そうとう ばぁぃくこんな行為が虐待です>・・・ 多くは犯罪行為に相当する場合がある!

<u>くこんな行為が虐待です>・・・ 多くは犯罪行為に相当する場合がある!</u>				
区分	^{ないよう} 内 容			
しんたいてきぎゃくたい く身体的虐 待>	しんたい きず はた はうこう くわ 身体に傷やあざができたり、痛みを与える暴行を加			
しょうがいざい ぼうこうざい ・・・傷 害罪・暴行罪・	またり、正当な理由がないのに身体を動かせないよ			
^{かんきんざい} さっじんざい 監禁罪・殺人罪など	うにすること			
	● 身体への暴行(たたく、殴る、蹴る、つねる等)			
	see 等)			
	ふょう くすり の 不要な薬を飲ませる			
tint きぎゃくたい く性的虐 待 >	こうい わいせつな行為をしたり、させたり、見せたりするこ			
じゅん きょうせい ざい ・・・(準)強 制わいせつ罪・	ے			
^{じゅん ごうかんざい} (準)強姦罪など	● むやみに身体を触る、服を脱がせる、キスをす			
	న			
	● 性器をさわる、性交をする・させる			
	● わいせつな話をする、わいせつな写真や画像			
	を見せる			
く心理的虐 待>	まど ぶじょく ことば たいど せいしんてき 脅したり、侮辱するような言葉や態度で、精神的に			
きょうはくざい きょうようざい ぶじょく ・・・脅 迫罪・強 要罪・侮辱	くっぅ ぁた 苦痛を与えること			
ばい めいょ き そんざい しょうがいざい 罪・名誉棄損罪・傷 害罪な	● どなる、ののしる、悪口を言う、無視する			
ځ	● 他の人と差別する、子ども扱いする			
	● バ カにする、侮辱するようなことを言う			

<介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)>

・・・保護責任者遺棄罪など
せるふねぐれくと ほうち
セルフネグレクトの放置

ひつよう しょくじ はい き が にゅうよく せ わ 必要な食事、排せつ、着替え、入 浴などの世話をせず、

しんしん すいじゃく ちょうじかんほうち 心身を衰 弱させたり、長時間放置すること

- 十 分な食事を与えない、不潔な身体・環 境で せいかつ 生活させる
- 必要な医療や教育・福祉サービスを受けさせない
- 身体的・性的・心理的虐 待を受けていることを 版置する
- 不潔行為や病 状悪化など、セルフネグレクト じょうきょう み す の状 況を見過ごす、放置する

 ねんきん ざいさん ほんにん どうい つか ひつよう 年金や財産を本人の同意なしに使うことや、必要な ^{きんせん あた} 金銭を与えないこと

- 年金や預貯金、現金を勝手に使う、賃金や はんきん わた 年金を渡さない
- 日 常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない等

くおわりに>

ました。

元職 員には、人権尊 重を基本理念として伝え、虐 待防止研 修を何度も受けてもらっていました。してはいけないことは十 分わかっているはず、ということでは虐 待を止めることにならなかったのです。

障がいをもつ人はこれまで生きてきた中で何かしら傷つけられてきた背景があり、私たちの関わり方で新たな傷をつくらないようにと発信してきました。それでも、振り返ってみれば、元職員にはどこかで障がいをもつ人を自分より劣った人として見下してしまうところがあったと思います。また職員と利用者との関係では、虐待に至る経過で、相手が知的障がい者であることをいいことに、自分の言うことを聞くように指示したり、されていることの意味がわからないようにごまかしたり、口封じをするなど、自分が優位に立つような関係をつくっていました。そして、していることが他にバレていないと確認しながら、次々に行為を積み重ねていました。

利用者が、自分自身に必要な支援が何かをつかみにくく、また、それをうまく人に伝えられない。そういう中で何かおかしな支援が行われていても、言い出せず、我慢を強いられてしまう状態に陥りやすい現状があります。支援者が言って聞かす、支援者の考えで進めるといった関係は、特に知的な障がいをもつ人に起こりやすい状況であることを、しっかり自覚しておく必要があります。

をがいしゃ だいりにん いこう じじっ こうひょう まかん まくせいさぎょう はい 被害者と代理人の意向で事実を公 表できなかった期間があり、その間に作成作業に入りましたので、文言等の加筆、修 正を再三 行 いながら進めてきた経過があると報告させていただきます。